平成２２年（フ）第１８０号
長崎県長崎市若草町18番33号
債務者　太田　　勉
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０３号
長崎県長崎市梁川町17番12号　戸北アパート２Ｆ
債務者　辻村　秀雄
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７３８号
札幌市清田区清田８条２丁目１番５号
債務者　井上千代子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８６５号
札幌市豊平区中の島２条４丁目６番７―306号
債務者　小松まゆみ
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８７６号
札幌市中央区南19条西９丁目２番35―502号
債務者　小島千圖子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８７７号
札幌市豊平区月寒東４条９丁目６番23号　ハイツさかもとＢ号
債務者　長田　年弘
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８７８号
札幌市豊平区月寒東４条９丁目６番23号　ハイツさかもとＢ号
債務者　長田みな子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８９１号
札幌市手稲区曙６条３丁目12番20号　ロジェ曙Ⅱ―205号
債務者　鎌田　敏明
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９６３号
北海道千歳市弥生３丁目14番15号
債務者　中野　清恵
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９７９号
札幌市東区東苗穂11条１丁目12番16号
債務者　小島　祐介
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０２３号
札幌市北区新川５条２丁目３番15号　ＲａＲａ新川203号
債務者　須藤　琢磨
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０７２号
札幌市東区本町２条７丁目３番２号　パドマロフティ103号
債務者　中村真佐美（旧姓星）
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１４９号
札幌市豊平区月寒東４条17丁目11番13号　白樺コーポ101号
債務者　圷　　広剛
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１７５号
札幌市厚別区厚別中央１条４丁目２番３―303号
債務者　寄木　　誠
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２１９号
札幌市厚別区もみじ台北４丁目６番16―201号
債務者　長野　博文
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２４４号
札幌市中央区南４条西８丁目２番地１　サンプラーザ札幌713号
債務者　安田　隼人
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３１５号
札幌市中央区北７条西21丁目２番11―401号
債務者　尾池ゆきえ（旧姓矢崎）
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部